

自立支援教育訓練給付金のご案内

【自立支援訓練給付金とは】

ひとり親家庭の親（母子家庭の母、父子家庭の父）で雇用保険の教育訓練給付金の受給資格を有していない人が、指定教育訓練講座を受講し、修了された場合に受講料の一部を支給します。

【対象となる講座】

- 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
- 就職に結びつく可能性の高い講座で国が別に定めるもの
- その他市長が知事に協議して指定する講座

【支給額】

受講料の60%を支給します。上限は200,000円で、60%の額が12,000円に満たない場合は支給されません。

《例1》 受講料が600,000円の場合
受講料600,000円×60%=360,000円 → 自立支援訓練給付金支給額200,000円

《例2》 受講料が18,000円の場合
受講料18,000円×60%=10,800円 → 自立支援訓練給付金支給不可

【受給要件】（以下の全てを満たしていることが必要です）

- ひとり親家庭の親（母子家庭の母、父子家庭の父）である
- 宍粟市内に住所がある
- 雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない
- 児童扶養手当を受給している、または同等の所得水準である
- 原則として過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない

【手続きの順序】

- ① 事前相談（※）
 - ② 講座指定申請
 - ③ 講座指定通知
 - ④ 受講修了
 - ⑤ 給付金支給申請（受講修了後30日以内）
 - ⑥ 給付金支給決定通知
- ※ 給付金を受けるには受講前に講座指定を受けておくことが必要です。
必ず講座申込前（概ね1か月以上前）に市担当窓口へご相談ください。



【裏面につづく】

【申請に必要な書類】

- 児童扶養手当証書（宍粟市で児童扶養手当を受給されている方のみ：有効期限内のもの）
- 所得課税証明書
- 1か月以内に発行された戸籍謄本又は抄本
- 1か月以内に発行された住民票の写し
- 申請者の個人番号（マイナンバー）を確認できるもの
通知カード、個人番号カード
- 申請者の身分証明書
（運転免許書等顔写真入りのもの、顔写真入りの身分証明書がない場合は、身分を確認できるもの2種類以上）
※平成28年1月1日より、申請時に個人番号（マイナンバー）の記入が必要となります。

【費用に関するその他の制度の相談】

自立支援教育訓練給付金は受講修了し、受講料を支払われたうえでの支給であり、受講される前や受講料を支払われる前など、前払いは行えません。

そのため、受講料の支払いにあたり貸付金制度を利用される方もいらっしゃいます。

県や社会福祉協議会の貸付金制度の説明も行っていますので、合わせてご相談ください。

【ご注意】

- この制度は国の制度に基づき実施しているため、国の制度改正で内容を変更することがあります。
- 不正の方法により受給した場合は、不正受給として給付金の全部若しくは一部の返還を求めます。



お問い合わせ先（市担当窓口）

兵庫県宍粟市山崎町今宿5番地15
宍粟市健康福祉部 社会福祉課（宍粟市役所北庁舎4階）
電話番号：0790-63-3067
電話番号：0790-63-3220（相談専用）
ファックス番号：0790-63-3140
メールアドレス：jidoufukushi-kk@city.shisou.lg.jp